

### 難民サポーター、寄付者のみなさま

2005 年のご支援ありがとうございました。ここに、この7月からの報告をさせていただきます。今後もどうぞよろしくお願い致します！

## 相談の多様化と 緊急ファンドが必要なケースの増加

### 情報提供と緊急支援

2005 年度前期の傾向として、日本に頼る人もいないため、難民申請に関する情報へのアクセスが限定的で且つ生活もままならないアフリカ各国の難民からの相談が、法的支援・生活支援ともに多くありました。同様に、バングラデシュ、パキスタンまたはイランなどの中東・アジア諸国出身の申請者についても、政治的意見または宗教的・文化的理由から在日の同国出身者を頼ることができず、入国直後から何度も難民支援協会（JAR）に足を運ぶケースも多々見られました。JAR では、こうした庇護希望者に対して、難民申請に関する情報提供などの法的支援と緊急の宿泊施設の手配などの生活支援を同時並行で行いました。特に8月には、保護者のいない未成年者のケースが立て続けに2件あり、法的支援・生活支援ともに緊急の対応を迫られました。



難民の母子

### 生活基盤・医療に関する支援

また、不法滞在者への取締強化の影響により、難民申請を検討中に警察に逮捕される人も多く、警察や収容所からの問い合わせもかなりありました。2005年5月16日の改正入管法施行後、長期に渡り収容される庇護申請者数は減少傾向にありますが、夫の収容により残された母子の生活が困窮してしまうケースは後をたちません。また、仮放免後の住居、生活費などについても多く相談を受けました。特に、最近、長期に渡り収容されてきた庇護申請者の多くが無事に仮放免を受けましたが、彼らの多くが長期間におよぶ拘束により住居等の生活基盤を失い、また適切な医療へのアクセスを必要としているにも関わらず、裁判中であることから公的支援を一切受けられない状態にあります。JAR では、他団体との連携の下、住居や生活費などの民間からの支援や医療へのアクセスに努めましたが、恒常的な対応策が喫緊の課題です。

### 自立のための就労

9月末以降、難民認定申請者の査証に関する実行に変化が見られ、短期滞在ビザから特定活動ビザへの書き換えが可能になり、申請から6ヶ月経過している人については、就労が許可されるようになりました。難民認定申請者の生活安定・自立への一歩として、JARでもこの前進を歓迎しています。

しかし、有効なビザをもつ申請者も就労許可の期限ができた点については、今後の生活支援政策との連携が求められます。また、現実には特に言語の問題を理由に就職活動が難航していることなど、支援やモニタリングが必要な状況は続いています。

(伴めぐみ：法的支援担当)

### 緊急ファンド

日本で生活していくために必要なお金に困っている難民への貸出し・支給を目的として、2000年12月に設立した基金です。

# メンタルケアの必要性と支援

祖国で迫害を受け、日本でも不安定な生活を続ける難民には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や鬱病などの精神疾患を患う人が多くいます。

相談に来た A 夫妻は、生活状況を説明しようとした途端目に涙を浮かべ、言葉をつまらせてしまいました。特別在留許可で定住ビザを得られたものの、夫が精神的に不安定になり、不安と恐怖のため、妻と一時も離れられなくなってしまったのです。そのため 2 人とも失業し、貯金を切り崩して生活を送っていました。

精神科受診が早急に必要でしたが、彼らの文化から、精神疾患は受け入れ難いものでした。当協会の支援スタッフは、恥ずべき病気ではなく通院が必要であることを伝え、理解を得ました。国民健康保険の加入手続きの支援を行い、難民に理解のある精神科医を紹介。貯金が底をついてしまったため、生活保護の申請にも同行しました。その際も「働ける身なのに国のお世話になるなんて・・・」と恥じてい

ましたが、夫の病状回復を優先として申請することになりました。夫妻の状況をうまく説明し、福祉に橋渡しする役割がスタッフには求められました。

その後、夫は通院と服薬により、少しずつ回復を見せましたが、一方、24 時間夫から目を話せない妻は疲れを見せていました。夫が 1 人で過ごせるようになれば、妻はすぐにでも働きたいとの訴えが続きました。スタッフは夫の病状を理解し、見守りながら受け入れてくれるボランティア先を探し、医者から了解が得られると、夫妻をある NPO 団体に紹介しました。国際色豊かな事務所に夫妻はとても喜び、今も定期的に事務所のボランティア活動を続けています。夫の病状を見極めながら、生活保護からの自立を目指し、今後も夫妻の支援を続けていきたいと思っています。

（増山聖子：生活支援担当）

2005 年度前期の緊急ファンドの執行傾向として、最も多かった支給は住居費でした。日本にやってきて間もない庇護希望者が、難民申請をした後、政府の資金を受けることのできるまでの間、安価なゲストハウスを提供したケースが 4 件ありました。

\* 会計の詳細報告は年度末にお届けします。



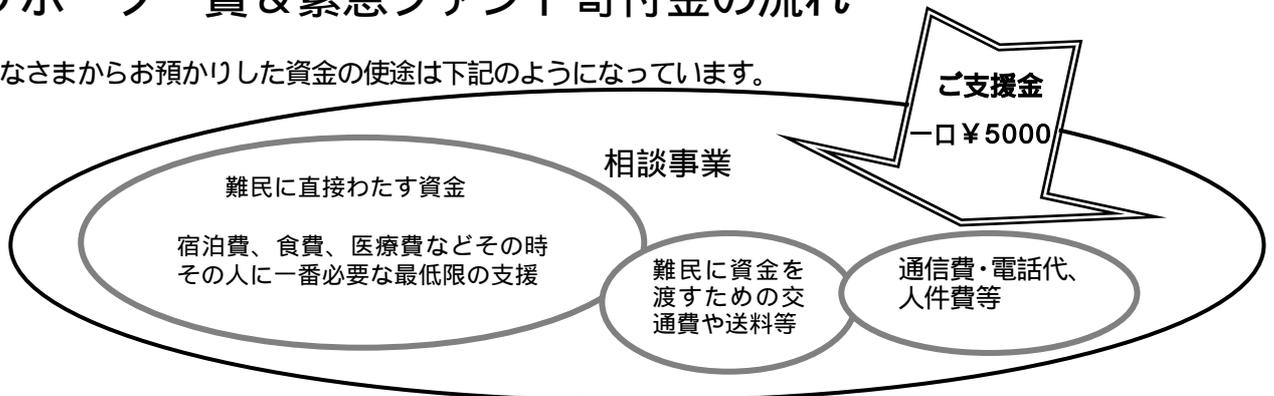
ケースカンファレンスで最善の対応を検討

## 難民サポーター大募集!

ファンドの資金が尽きるおそれも出てきています。（支給は、昨年度の 3 倍に増えています。）

### サポーター費 & 緊急ファンド寄付金の流れ

みなさまからお預かりした資金の使途は下記のようになっています。



特定非営利活動法人 難民支援協会

〒154-0015 東京都世田谷区桜新町 2-11-5

TEL: 03-5451-5051 03-5451-5053 (難民申請専用電話) <http://www.refugee.or.jp/>

FAX: 03-5451-5052 [info@refugee.or.jp](mailto:info@refugee.or.jp)